

北庄内合併協議会

合併協議会 だより

No.5 2005.7.15



1市3町の木



酒田市／たぶの木



八幡町／桐



平田町／杉



松山町／赤松

第4回 北庄内合併協議会を開催

平成17年6月29日（水）八幡町中央公民館において、第4回北庄内合併協議会を開催しました。協議会では、「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）や市章の公募、地域協議会設置条例案などを報告し、了承されました。また、平成16年度の事業報告、決算及び平成17年度補正予算を提案し、原案のとおり承認されました。協議会に先立ち第1～第4小委員会を開催し、各小委員会で担当してきた「合併までに調整する」とした事項の調整結果を報告しました。

行財政システムに関する小委員会も同日開催され、現在の八幡町、松山町及び平田町に設置される地域協議会、事務組織及び機構の取扱い等について協議を行いました。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果について

平成16年12月11日に開催された第2回協議会において、全ての協定項目を原案のとおり確認していますが、その中には、基本方針は決まっていますが、詳細や実施方法、具体的な内容などを合併までに調整するとしていた事項もいくつかありました。今回、これらの項目の大部分について調整が整いましたので、小委員会及び協議会に報告しました。

今回の協議会だよりでは、「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整中の項目については、調整の進捗状況）を中心に、ご紹介します。

協定項目7

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員の在任特例期間は、平成17年11月30日までとします。

協定項目8

地方税の取扱い

税務証明手数料の数え方については、複数の証明であっても、一つの認証内容であれば一枚と数える取扱いとします。

協定項目11

特別職の職員の身分の取扱い

特別職のうち、市町独自設置のものについては、その必要性に応じて設置します。

協定項目13

事務組織及び機構の取扱い

新市の組織機構及びその名称については、現在業務量調査に基づいて原案を作成し、1市3町で協議を行っています（調整中）。

協定項目14

一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等のうち、3町が加入する山形県市町村職員退職手当組合については、財政負担が少ない取扱いを選択するため、3町が同組合から脱退することとします。

また、第三セクターについては、既に協議済の第三セクターに関する新市の基本方針を再確認しました。

協定項目18

町(字)の区域及び名称の取扱い

大字の名称の前に、旧町名を付さないこととします。左の「合併後の住所の表示(例)」をご参照ください。

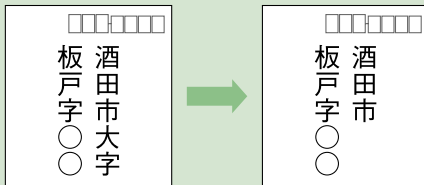
協定項目19

慣行の取扱い

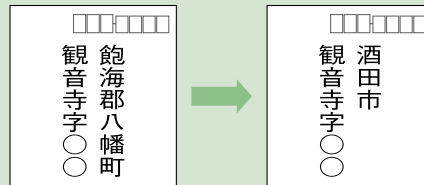
市章については、図案の公募を行い、現在の市章・町章も含めた中から選定することとしています。詳細については、5ページ又は合併協議会だより第4号をご覧ください。

合併後の住所の表示(例)

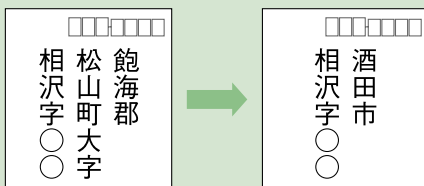
酒田市 「大字」という表示がなくなります。



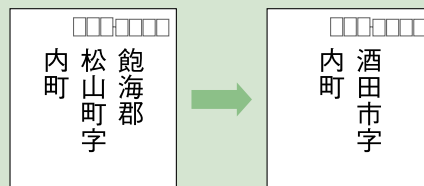
八幡町 「飽海郡八幡町」を「酒田市」に置き換えます。



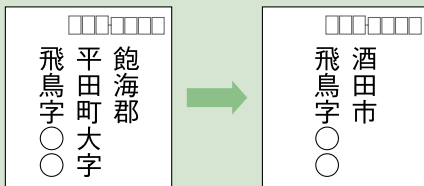
松山町 「飽海郡松山町大字」を「酒田市」に置き換えます。



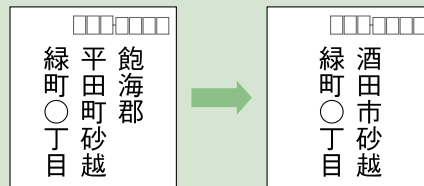
「飽海郡松山町字～」の区域については「酒田市字～」に置き換えます。



平田町 「飽海郡平田町大字」を「酒田市」に置き換えます。



「飽海郡平田町砂越緑町～」の区域については「酒田市砂越緑町～」に置き換えます。



また、市民憲章については、その作成手法について検討しています(調整中)。

協定項目20

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険健康世帯褒章事業(前年度医療機関を受診しなかった世帯)については、17年度は合併までに1市3町がそれぞれ賞品を贈呈することとし、18年度以降については、健康文化施設の利用券又は健康関連賞品から該当の世帯が選択したものを贈呈します。

協定項目23

自治会、行政連絡機構の取扱い

自治会(区)長報酬については、現行のとおり新市に引き継ぎ合併後調整しますが、報酬のうち広報配布分は、酒田市の報酬額に統一します。

協定項目24-2

防災関係事業の取扱い

地域防災計画については、合併までに暫定の地域防災計画の原案を策定します。

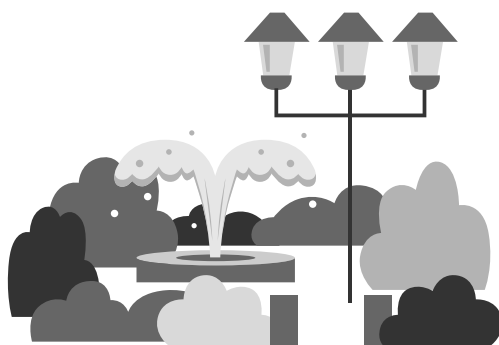


協定項目24-4

まちづくり関係事業の取扱い

市民活動支援事業については、事業費の3分の2で限度額30万円とする新たな補助制度に統一します。

また、自治会(区)及び地縁団体等の集会所建設への補助事業については、新築の場合は事業費の2分の1で限度額200万円、増改築の場合は事業費の2分の1で限度額100万円とします。



協定項目24-6

住民窓口業務の取扱い

平日来庁できない市民を対象に、電話予約を受け土日に住民票等を交付する窓口業務については、酒田市総合文化センターと全ての総合

【「合併までに調整する」とした事項の調整結果について】

支所で対応します。また、年末の窓口業務は現在の酒田市役所（本庁舎）と平田町役場（総合支所）で、夜間の窓口時間延長は平田町役場（総合支所）で行います。なお、電話予約・年末の窓口業務・夜間の窓口時間延長は、新市全域の住民が利用できます。

協定項目24-9

福祉関係事業の取扱い

○高齢者福祉

シルバー人材センターについては、1市3町のシルバー人材センターが17年度中に統合することで合意しています。

敬老事業の補助金については、これまでの経緯を踏まえ1人当り酒田市1、400円、3町1、800円として、5年を目途に段階的に統一します。また、賀詞・記念品については、77歳、88歳、99歳、100歳及び101歳以上の方に贈呈することとします。

外出支援サービス事業については、これまでと同様に継続します。ただし、65歳以上で移動手段がない方の送迎は、現行の利用者に限定し当面継続します。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業・軽度生活援助事業・配食サービス

事業・緊急通報システムについては、酒田市の例により、新市全域で実施します。

介護用品の支給サービス等については、17年度は現在の酒田市の制度を踏襲します。なお、18年度以降については、国の制度改正などの状況も踏まえ、新市で検討していきます。

○児童福祉

延長保育、一時保育事業については、17年度は現行のとおりとし、18年度からは統一した時間、料金で実施します。

子育て支援関係事業の障害児保育や乳児保育の保育士の加配基準については、酒田市の例により18年度から実施します。養育サポートママ派遣事業については、派遣時間区分は現行のとおりとし、利用料金は生活保護世帯と住民税非課税世帯は無料、住民税課税世帯は1時間100円とします。

○社会福祉

障害者福祉事業について、各種福祉団体への補助は現行の市町の補助金の総額を上限としてこれまでどおり交付します。障害者住宅整備資金に対する利子補給は、16年度で事業は終了していますが、経過措置

を設けます。住宅福祉機器設置事業費補助は、18年度から全市で実施します。重度心身障害者等おむつ支給事業、身体障害者タクシー利用券・障害者ほっと福祉サービスは、18年度から酒田市の例により統一します。

社会福祉協議会については、本年11月1日に合併することで協定を締結し、手続きを進めていますが、委託事業や運営費補助などについて調整しています（調整中）。

民生児童委員協議会については、現在の酒田市の連合会組織に3町の協議会が加入統合しますが、補助金・交付金等は、18年度から酒田市の例を基本に新市で統一します。



協定項目24-10

商工関係事業の取扱い

商店街等の支援、雇用対策及び企業誘致助成については、酒田市の事業を3町に拡大し、新市全域を一体として商工業の振興を図ります。

福祉乗合バスについては、既に協議済の新市のバス運行の基本方針を再確認し、合併時に実現可能な路線について合併後すみやかに運行が開始できるよう具体的な内容について関係団体との調整を図っていくこととしました。

協定項目24-12

農林水産関係事業の取扱い

新市の農業振興地域整備計画については、市町ごとに見直しを進め、合併までに統合された計画の原案を作成します。

認定農業者制度については、本年度に見直される県の基準を踏まえた内容で統一します。なお、現在の各市町の基準で認定された農業者については経過措置を設けます。

単独補助金については、統一済み、合併時に統一、18年度統一、合併後に調整、廃止の5つに整理しました。

農村公園の使用料は、商行為を行う場合、 $3 \cdot 3 \text{ m}$ 当り1日1,050円とし、市民農園の使用料については、1区画5,000円とします。



協定項目24-14

生活排水関係事業の取扱い

個人が行う浄化槽設置に対する補助金及び市が設置する浄化槽事業の分担金は、同趣旨の事業である下水道、農業集落排水と同程度の負担となるよう統一します。

協定項目24-15

建設関係事業の取扱い

除雪に対する助成制度については、自主除雪支援制度は酒田市の制度に

統一し、市道の雪囲い設置補助金は酒田市の例を基本に統一します。なお、八幡町・平田町において実施している歩道除雪は新市の除雪計画に位置付け、直営若しくは委託により実施します。

道路側溝整備補助は酒田市の制度に統一し、市管理道路の草刈に関しては、酒田市の負担金制度、平田町の報償金制度により実施します。住宅資金貸付事業については、酒田市の制度に統一します。



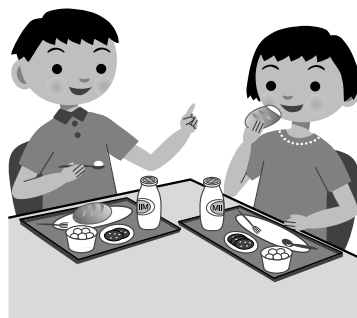
協定項目24-16

学校教育関係事業の取扱い

学校給食の実施方法について、調理方式は現行の3方式を当面現行のとおりに引き継ぎ、将来的に統一

を図っていきます。炊飯方式及び給食費は3年を用途に統一します。献立は18年度から統一献立とします。物資購入の契約及び発注は18年度から教育委員会の一括契約・一括発注としますが、地産地消を一層推進していきます。学校給食運営委員会は酒田市の例により新たに設置します。

学校施設の減免基準については、当該学校関係団体や当該地区のコミュニティ振興会・自治会に属する団体などが使用する場合は、全額免除とします。



協定項目24-17

生涯学習関係事業の取扱い

○各種団体助成

生涯学習関係については、同種の団体への補助金は18年度より基準を統一します。また、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金は団体の

自主運営に委ね補助金は廃止し、使用料の減免などで配慮していきます。

体育関係については、1市3町の体育協会に統合を働きかけながら、これまでの経過を尊重し当面各体育協会の補助金は継続します。また、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金は現行のとおりとするか、又は廃止します。交付団体が特定されていない団体への補助は現行のとおりとします。

芸術文化関係については、1市3町の芸術文化協会に統合を働きかけながら、3町の芸術文化協会に対しては当面事業費補助を行います。

○施設の使用料の減免基準

生涯学習関係については、公民館に関しては基準を統一します。その他の生涯学習施設に関してはそれぞれの減免規定を引き続き適用します。

体育関係については、減免対象を細分化し、基準を統一します。

芸術文化関係については、身体障害者について減免基準を定めます。なお、現在酒田市資料館のみ実施している65歳以上の減免については、他の施設の状況等を踏まえ廃止します。

市章の公募について

新市の市章の募集について、協議会に報告し、了承されました。

新市の将来像「人いきいき まち快適 未来創造都市 酒田」にふさわしい市章を広く募集し、第1次選考・第2次選考を経て4点程度に絞り込み、これに現在の市章・町章を加えた8点程度を最終候補とします。この中から、正副会長会議において、最終選定を行い、合併協議会に報告し、新市の市章が決定することになります。

市章は、市旗や印鑑登録証、封筒、各種看板などに利用される予定です。また、最優秀賞（採用作品）1点に対し、20万円、優秀賞（採用候補作品）3点程度に対し、各2万円の賞金を贈呈します。

応募用紙は、7月1日付けの合併協議会だより裏面をご利用いただくか、合併協議会のホームページから応募用紙を入手くださるようお願いいたします。また、縦横15センチメートルの枠を書いたA4版白色用紙を縦長で使用していただいても構いません（必要事項をもなく記入してください）。応募期間は、平成17年7月29日（金）まで（当日消印有効）です。

新「酒田市」をイメージさせる市章の応募をお待ちしています。



地域協議会設置条例(案)について

地域協議会については、地域住民の意見を行政に反映するとともに、地域住民と行政との連携と協働を推進することによりコミュニティ組織の育成、強化を図っていくことを目的に、八幡町・松山町・平田町にそれぞれ地域協議会を設置することになっています。このことは、以前合併パンフレットなどでお知らせしたとおりです。

地域協議会の概要

●名称と設置区域

現在の3町の区域に、八幡地域協議会、松山地域協議会、平田地域協議会を設置します。

●役割

- ① 次の事項について、市長の諮問に依じて、審議し、意見を述べます。
 - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- ② ①の他に、次の事項について必要に応じて協議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができます。この場合、市長その他の市の機関は、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。
 - (1) 地域内振興に関すること。
 - (2) 地域づくり予算に関すること。
 - (3) 地域内コミュニティ組織の育成、強化に関すること。
 - (4) その他必要と認めること。

●委員

委員については、市長が次の項目に該当する人の中から選任します。また、定数は15人以内とします。

- (1) 公共的団体から推薦のあった者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募により選任された者（区域内に住所を有する者）

第4回協議会では、これまでの協議内容を反映させた「酒田地域協議会設置条例(案)」について説明し、了承されました。詳細については、左の「地域協議会の概要」をご覧ください。

また、条例については、新市の議会に提案し、議会の賛成を得て施行するのが原則ですが、地域協議会に関しては合併協議の中で十分に議論され、合併協定の中でも確認されている項目であること、新市、特に旧3町地域としては非常に重要な制度と位置付けていることから、新市のスタートと同時に設置すべきという意見が強く出されています。これを受け新市の市長職務執行者が専決処分制度をスタートさせ、その後の新市の議会に報告する形をとることとなりました。

平成16年度事業報告 及び歳入歳出決算、 平成17年度歳入歳出 補正予算について

○平成16年度事業報告

平成16年度は、協議会を3回、常設及び特定事案審議の小委員会を9回開催して協議を重ねた結果、全ての合併協定項目について合意が整い、平成17年2月19日に4市町長による合併協定書の調印を行いました。

この他に、実務上の検討も進め、特に重要な事項については、随時、正副会長会議を開催し協議を行ってきました。

○平成16年度歳入歳出決算

歳入は1,210万23円、歳出は756万6,081円、差し引き453万3,942円となり、残額については平成17年度に繰り越しました。

歳入の主なものは、各市町の負担金800万円及び山形県からの交付金410万円です。

歳出の主なものは、協議会及び小委員会の開催に係る経費78万3,868円、合併協

議会だより及び住民説明会用パンフレットの発行経費等330万7,500円、事務局の事務経費339万7,013円などです。

○平成17年度歳入歳出補正予算

補正予算の額は、379万9千円を増額しました。歳入では、各市町負担金222万円（各市町均等55万5千円）、繰越金157万9千円、歳出では、市章選定に係る経費79万9千円、合併ハンドブックの発行経費300万円が主な内容です。



山形県議会が廃置 分合を可決、山形県 が決定書を交付

1市3町は、本年3月22日に山形県に対し合併申請を行っていましたが、この度、山形県議会6月定例会において可決され、それを受けて山形県知事が合併を決定しました。7月11日、庄内総合支庁において、村上正敏庄内総合支庁長から廃置分合決定書が交付されました。

この後、山形県知事が総務大臣に届け出て、総務大臣が告示をすることにより、合併が正式に決定し、法的な手続きが終了することになります。

廃置分合決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の申請に基づいて、これらを廃し、その区域をもって新たに酒田市を置き、平成17年11月1日から施行する。

平成17年7月6日

山形県知事 齋藤 弘



1市3町合併担当窓口

酒田市合併準備室 TEL.0234-26-5704
gappei@city.sakata.yamagata.jp

八幡町総務課 TEL.0234-64-3111(代)
soumu@town.yawata.yamagata.jp

松山町総務企画課 TEL.0234-62-2611(代)
matsuyama@town.matsuyama.yamagata.jp

平田町企画課 TEL.0234-52-3111(代)
gappei@town.hirata.yamagata.jp